

## 【研究ノート】

## 性暴力・性虐待から子どもを守るための効果的支援と連携のあり方について

～少年サポートセンターの役割と多機関連携～

安永智美

福岡県警察本部少年課 課長補佐  
警察庁指定広域技能指導官

## 1 はじめに

少年サポートセンターで関わる非行少年の背景に、家族等による虐待や不適切な養育、性被害など、子どもの健全育成を阻害する劣悪な環境要因や心身への傷つき体験があります。虐待が子どもの心身におよぼす甚大な影響として、医学界からは、虐待による脳への深刻なダメージについて示されており（図1）<sup>1</sup>、また、司法界が実施した少年院在院者を対象とした調査では、男子の約6割（57.8%）、女子の約7割（71.9%）が被虐待児であるという結果も出ています<sup>2</sup>。

子ども達は、他者を傷つけたり、逸脱行為に走る前に、自らが被害者の立場に追い込まれています。まさに「困ったことをする子は、困っている子」であり、非行少年は逆境体験を生き抜く「不幸少年」でした。支援する側にこの視点がなければ、子どもから大人に向けて発信された「非行・問題行動というSOS」に対して、叱責や指導で終わってしまい、真の立ち直り支援には繋がりません。

子どもたちはなぜ非行や問題行動に走るのか、なぜ家や学校から逸脱するのか、そのわけ（理由）を子どもは、「話さない」のではなく、「話せない」のです。私たち支援者は、さまざまな理由により固く口を閉ざしている状態から心を開くまで、覚悟を持って向き合い、拒否や悪態という「試し行動」に揺るがず、家庭や学校での悩みも含めて子どもたちが多層的・多面的に抱えている問題の解決に向けて、職域を越えて関係機関が連携して支援する必要があります。

福岡県では、警察（少年サポートセンター）・教育委員会（少年サポートチーム）・児童相談所の3機関が、同一施設のワンフロアに設置され、且つ、各機関間で人事交流も図られている全国唯一の仕組みを活かした子どもを守る多機関連携が行われています。

今回、性暴力・性虐待から子どもを守るための効果的な支援と連携の在り方について、少年サポートセンターの役割の有用性と多機関連携が機能した支援事例の実際を通してご報告させていただきます。

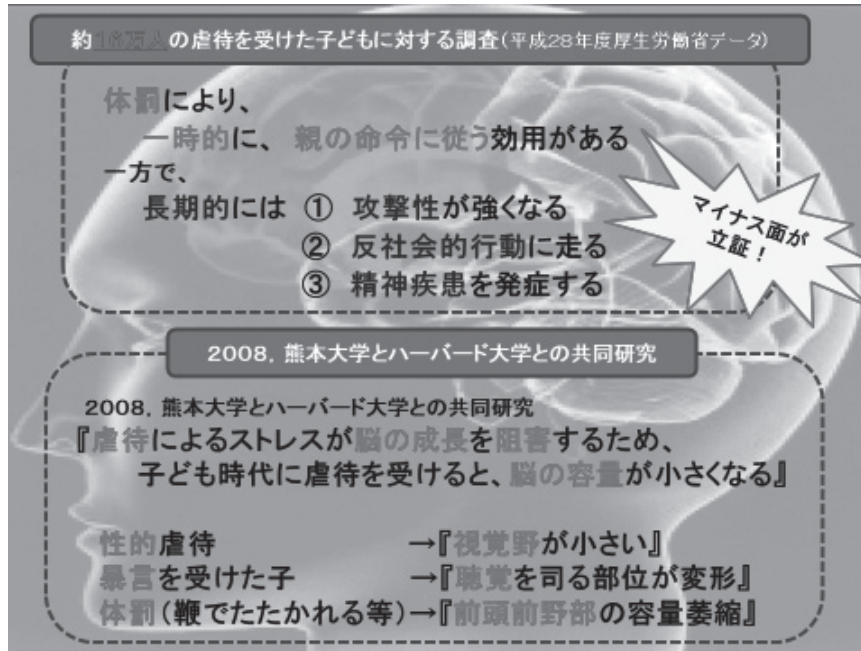


図 1

## 2 少年サポートセンターと少年補導職員

少年サポートセンター（以下「サポセン」という。）は、全国の都道府県警察に設置されており、子どもを犯罪の被害者にも加害者にもしない「犯罪から子どもを守る」ために、少年相談【少年や保護者等の悩みや困りごとについて電話や面接等で相談に応じ、指導助言を行う】、立ち直り支援【非行に走った若しくは、非行に傾きかけた少年や犯罪の被害にあった少年及び保護者に対して立ち直り支援を行う】、広報啓発活動【学校や地域等に対して、少年の健全育成及び非行防止に関する情報発信を行う】等を行う警察の専門機関です。

福岡県では、サポセンの活動を主として担う職員は、子どもの特性を理解し心情に寄り添う支援に必要な専門的知識や技能が求められることから、社会福祉士や公認心理師・臨床心理士、教員免許のいずれかの資格を有した専門職員として採用された少年補導職員（福岡県の通称名は少年育成指導官）です<sup>3</sup>。

## 3 少年サポートセンターの意義と実態について

### (1) 「多機関連携の基軸役」に成り得る存在

少年問題には非行問題の他に、虐待やいじめ、性被害等の多種多様な問題があります。これらに対応する際に、警察力は万能ではなく、福祉や教育、医療などの他職種との連携が必要不可欠です。警察組織にサポセンがある意義として、警察と関係機関が連携する時、警察の特性と他職種の専門性の両面を有している少年補導職員がいることで、他機関（教育・福祉・心理）との「違い」（文化、言語、視点、行動規範等）に対する人的共通性、共感、相互理解が可能となり、同職員が双方の通訳役となって、サポセンが他機関と警察を繋ぐ「多機関連携の基軸役」に成り得ています。

サポセンは、警察の組織ですが、他機関にとって怖くなく、気軽に連絡や相談がしやすいなど、心理的な敷居が高くな

<sup>3</sup> 安永智美「警察の役割と課題－虐待事案への支援事例」『そだちの科学』2号日本評論社（2004年）、42頁。

い非警察的存在として関係機関に周知されています。(しかしながら、サポセンは全国都道府県警察によって組織実態と運営に大きな差異があります。)

## (2) 警察署とサポセンは両輪の関係

福岡県では、子どもたちの被害、加害を防ぐために、警察署の役割(犯罪の予防・検挙)とサポセンの役割(相談・立ち直り支援・広報啓発等)は両輪の関係として構築されています。子どもの未来は社会の未来です。これからの未来を担う大切な子どもたちの健全育成と非行からの加害・被害を未然に防ぐために「予防の取組み」を担うサポセンの役割と機能発揮が、今後ますます求められると思います。

## 4 少年サポートセンターで関わる子どもの性被害・加害の実態

まずは、サポセンで実際に関わった性被害、加害事例を通して、誰が(加害者)、誰に(被害児)、何を(被害内容)、どこで(被害場所)に関する特徴をまとめました。

▽誰が(加害者)・・・実父や継父、兄等の家族、友達や知人、学校や塾の先生、スポーツなど部活の指導者など。

被害児の年齢が下がるほど「知らない人」ではなくより身近な存在である「知っている人」が加害者となっている。

『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況などの調査の結果から、被害者と加害者の関係で「知っている人」の割合は約7割(68.3%)に対して「知らない人」は約1割(11.1%)である』<sup>4</sup>。

▽誰に(被害児)・・・女子だけでなく男子を含む中学生や高校生を主に、小学生、早ければ幼児の被害事例もある。

親族による性的虐待の場合は幼児期から始まることも少なくない。

▽何を(被害内容)・・・体に触れる等のわいせつ行為、裸体や性行為を撮影する児童ポルノ、強姦性交等。

▽どこで(被害場所)・・・家庭や学校等の親密圏内での発生が多く、注目すべき点は、誰が(加害者)と同様に被害児の年齢が下がるほど、本来子どもにとって、一番安全・安心であるべき居場所が被害場所となっている。

### (1) 性被害・加害事例紹介

今回、特に取り上げたいことは、学校内における性被害・加害の実態です。学校には性暴力に限らず、窃盗や暴行、いじめなどの加害が起きる物理的な死角がたくさんあります。ですが、一番危険な場所は、「まさか、学校の中で犯罪など起きるはずがない!」といった大人の心理的な死角です。実際に学校の図書室や体育館、小学校では担任教諭が不在中の教室で姦淫された事案もあります。

#### 【事例1】<sup>5</sup>

当時小学校5年生だったA子から、「B男から悪口や叩かれたりするから学校に行きたくない」と、打ち明けられた母親が学校に相談したことが始まりでした。当初学校は、B男からA子に対する暴力事案として認知し、

<sup>4</sup> 警察庁「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査について」『令和2年版 犯罪被害者白書』(2020)、12頁。

<sup>5</sup> 安永智美「福岡県警レッド隊長からのメッセージ第9回」『内外教育』6863号 時事通信社(2020)、6-7頁。

加害児である B 男には厳正な指導が行われ、被害児である A 子に対しては、本児が慕っていた養護教諭とスクールカウンセラーが連携し、カウンセリングを中心とした心理的ケアが行われた結果、2人が落ち着いた（ように見えた）ことから、「暴力事案」は解決となりました。

しかし、以前の明るく活発だった A 子とは何か違う違和感を覚えた養護教諭から、「A 子がまだ私たち（教員）に話せていないことがあるように思う。A 子と会って話を聞いてほしい」と、サボセンに相談がありました。A 子との面接を行った当初は、「今まで話した通り。もう大丈夫」を繰り返すばかりでしたが、本児からは「話さない」ではなく「話せない」被害児特有のオーラを感じました。

被害児には「話せない」3つのブロックがあると考えられています。

一つ、仕組みや制度に由来するもの（事件化に伴い警察等の事情聴取で被害内容を「話す」ことの苦痛や繰り返し聞かれることで二次被害となり得る等）。

二つ、子どもの能力や特性、障害に由来するもの（性暴力を被害として認識できない等）。

三つ、動機に関するもの（加害者への思慕や自責の念、今後の不安、報復への恐怖心等）。

子どもの場合、加害者が「知っている人」であるほど動機に関するブロックが大きくなります。私は A 子との面接で「（被害に遭ったのは）あなたが悪いんじゃないよ」「あなたの話を信じるよ」「あなたを苦しめていることから全力で守るよ」と伝えました。すると A 子はうなずき、「毎日、毎日、教室でエッチ（姦淫、口淫）なことをされていた」と、私たち大人の想像をはるかに超える凄惨な性被害の全容について話してくれました。そして、A 子が「話せなかった」理由について「お母さんに心配かけたくなかった」「B 男からの仕返しが怖かった」と述べました。

本件では、A 子の被害申告により B 男は触法少年（14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした子ども）として児童相談所に通告後、児童自立支援施設への入所措置となりました。

A 子の事例から教訓となったことは、私たち大人の「まさか～ないだろう」という心の死角に子どもたちの加害・被害が潜在していること、被害児の「話したくない、もう大丈夫」「（加害児が）かわいそうだから捕まえないで」といった表面的な言葉ではなく、子どもの表情、年齢不相応な性的言動や逸脱行為、心身の不調など“言葉にできないサイン”に気付き受け止めるということ。加害児については子どもの年齢に応じた配慮は当然必要ですが、小学生であっても他者や自己を傷つける危険な行為に対して適切な措置、処遇を行うことは、可哀想なことでも不利益なことでもなく、心的なケアを含めた立ち直り支援を受ける機会であり、それが被害から加害への転移、連鎖を防ぐことにもつながるということです。実際、最初は頑なに警察への被害申告を拒否していた A 子でしたが、B 男が施設に入所すると、真に安全・安心を確信できたのでしょう。A 子からもらった手紙には「本当は B 男への憎しみで心の中はいっぱいだった。大人になったら絶対に殺そうと決めていた。でも警察の人が罰してくれたので気持ちが軽くなった。人殺しにならなくてよかった」と記されていました。一方で B 男は、「もし（今回）捕まっていなかったら、僕は中学生になっても同じことをしたと思う。（強姦を）止めてくれてほっとしている」と述べています。また、B 男も今回の処遇を通して、これまで周囲に気付いてもらえなかった親による虐待や B 男自身も男子中学生から受けた性被害（自慰行為の強要など）が明るみとなり、指導だけでなく傷ついた心のケアを受ける機会にもなりました。2人の被害から加害への転移、連鎖を防ぐことができたのは、養護教諭が A 子の言葉にできない SOS に気付き、個人や学校だけで抱え込まず、必要な関係機関へ適切につなぎ「多機関連携」を実践した“行動”があったからです。もし、養護教諭の「つなぐ」行動がなければ将来両者の立場が逆転し新たな被害、加害が生み出されていたかもしれません。

## (2) 性虐待事例紹介

次に、私がこれまでに関わった監護者（保護者等）による性虐待では、実父や継父、祖父、中には実母というにわかには信じがたい事例もあります。母親が性虐待？想像すら難しいと思いますが、性虐待には性交やわいせつ行為と言った身体的接触を伴うものと、子供の裸体などを性的な目的のために撮る児童ポルノ、親の性行為を見せるなどの身体的接触を伴わない行為も含まれます。

### 【事例2】<sup>6</sup>

当時、小学校5年生だったS子が、私の非行防止教室に参加した感想文に「私ね、幽体離脱できるんだよ」と、書いてくれたことから面接を行い、父親からの性虐待をキャッチできました。S子が、最初に性暴力を受けたのは5歳の時で、加害者は実父です。幼いS子には当然自分の身に起きている意味が分かるはずもなく、父親が言った「将来、S子が素敵な大人なるためのお勉強だよ」との言葉を信じていましたが、小学校5年生の時に受けた性教育の授業で「違うんだ」と気付きました。しかし、「ママが悲しむ顔が浮かんだ」とその後もずっと誰にも話せず、父親に抗うこともできないまま長期間におよぶ性虐待を受け続けました。自ら周囲の大人に救いを求めることができないS子にとって性虐待を生き抜く「術」が「幽体離脱」でした。「パパに髪を触られたら体から逃げ出して、パパ（との性交）が終わるまで好きなアニメの歌を歌っていた」と話してくれました。S子が言う「幽体離脱」は、性的虐待等を受けた子どもに見られる症状の一つである「解離症状」（心と体を切り離して自分の精神を守ろうとする防衛本能）だと思われます。「自分で自分を守ったよ」とつぶやいたS子の言葉が今も忘れられません。

私は、ある研修会で、性虐待を専門とされる講師から「児童虐待は、監護者が子供を自分の意のままにコントロールしたい欲求の発露であり、特に、性虐待は支配欲や達成欲求が非常に強い」ということを学びました。講話を拝聴しながら、当時10歳の娘を性虐待した父親の言葉を思い出しました。

「娘は俺（親）のもの。よその子供に手をだしたわけじゃなく、自分の娘に何をしようと俺の勝手だ」。この父親は、自身の暴虐を犯罪（監護者性交等罪）として断罪されてもなお性暴力によって、わが子の心身に生涯癒えない深い傷を負わせたことに気づくことはありませんでした。

「魂の殺人」と呼ばれる性虐待を含む性暴力の被害に遭った子供たちが思春期を迎えて、自分がされたことの意味を知り、深く傷つき、自尊心を奪われ、自他を大切にできない状況に追い込まれることがあります。

実際に「心の苦しみを薄めるためだった」とシンナーや覚せい剤等の薬物に依存した子や「もっと自分を汚したかった」と不特定多数の異性との安易な性行為や売春などの性の逸脱行為を繰り返す子、被害男児の中には、同意のない性行為の強要などの性加害として表れる場合もありました。

## (3) 性加害事例紹介

非行や性の逸脱行為など、子どもの深刻な問題行動の解消、立ち直りは決して容易ではありません。なぜなら、まず非行少年は周囲の大人から差し伸べられる支援の手を、そう簡単には握り返すことができないからです。

実際、私たちが非行少年と初めて対面するときは、大抵「最悪の出会い」から始まります。私たちは、「あなたのことが心配だよ」「あなたの力になりたいよ」と手を差し伸べているのですが、子どもの方は大人への怒りや不信感で心を閉ざしている状態で出会うわけですから、当然、拒否や悪態からのスタートになります。私は、子どもの拒否や悪態は、大

<sup>6</sup> 安永智美「福岡県警レッド隊長からのメッセージ第11回」『内外教育』6906号 時事通信社（2021）、4-5頁。

人の本気度確かめている試し行動であり、本当は「信じたい」という期待の裏返しだと確信しています。そして、子どもの前に一度差し出した支援の手を最後まで引かなければ、子どもは必ずその手を握り返してくれることを、これまで出会った子ども達が教えてくれました。

### 【事例3】<sup>7</sup>

当時18歳だったA男は強制性交等罪（当時強姦罪）で逮捕され、少年院に送致されました。性犯罪は、被害者にとって「魂の殺人」です。A男が犯した罪は重大で、行為は決して許されるものではありません。ただ、A男を凶悪犯罪へと駆り立てた背景には、あまりにも不幸な境遇がありました。A男はこの世に誕生する前から、DV夫の子として母親に憎まれ、誕生後はひどい虐待を受けて育ちました。母親から日常的に、殴る蹴るの暴力、更には、「水責めの刑」として浴槽に沈められる。まさに拷問ともいえる身体的虐待を受ける日々でした。ですが、この身体的虐待以上にA男を苦しめたことは「お前なんか産みたくなかった」「死ね。捨てるぞ。」等の言葉の暴力、心理的虐待を受けたことです。ある時、少年院から届いた彼の手紙に「半分でもいいから、母さんに愛されたい」（自分の中には、母親が憎んでいる父親の血が流れているが、母親の血も半分流れているから）と、母親の愛情を求める思いが切々とつづられていました。どの子も、最初から非行少年だったわけではありません。

子どもの健全育成を阻害する虐待や貧困、性被害などの不幸な問題を背負った子どもたちが、非行少年ではなく不幸少年になるのです。私は、『非行（ひこう）少年は不幸（ふこう）少年』、この一文字の違いの意味、重みを知る、理解することが、立ち直り支援（更生）の第一歩だと思っています。この立ち直り支援は、サポセンの活動の中でも特に推進している取り組みですが、警察の機関が非行に走った加害者を支援することに対して、学校や地域の方から疑問視される声を聞くことがあります。その場合、まずはこの声を受け止めつつ、非行少年に対して支援の手を差し伸べることの意義について、単に加害者の人権擁護を振りかざしているわけではなく、非行少年が立ち直れずに再犯に走れば、新たな被害者が生まれるということや、加害防止はイコール被害防止であること、大切な子どもたちを犯罪の被害者にも加害者にもしないために、非行少年に対する立ち直り支援は必要であるからこそ、警察の機関であるサポセンが取り組むべき活動だということを説明し、理解を求めています。

## 5 性暴力・性虐待から守るための効果的支援

## (1) 被害児、加害児に対する「支援の三本の矢」(図2)

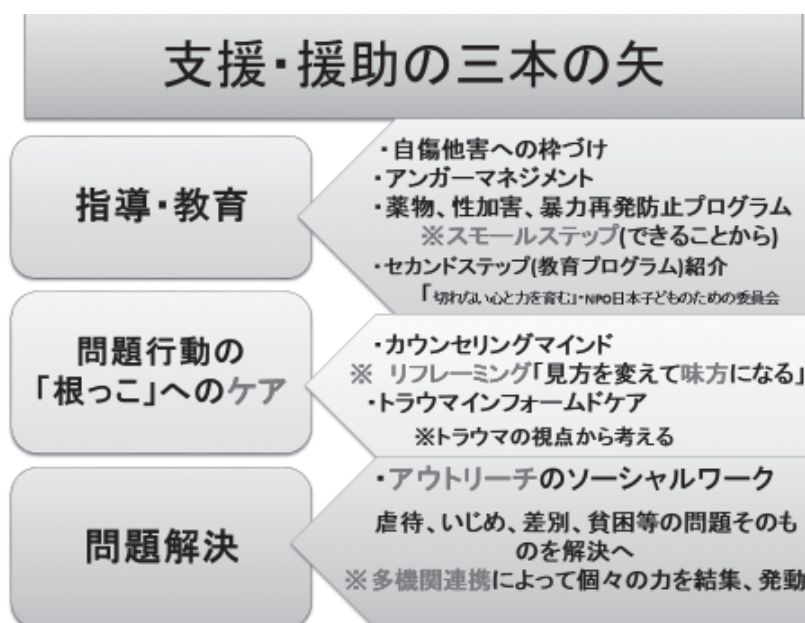


図2

## ○ 一の矢は『指導・教育』です。

サポセンでは、少年相談や継続補導活動等で関わった少年の立ち直りに向け、本人や保護者等に対して教育的指導や心理教育を行っています。その中でも特に多いケースは、自傷他害に及びそうな怒りを抱えている子どもに対するアンガーマネジメント【怒りを上手にコントロールする心理療法】です。実際の子どもたちへの伝え方をご紹介します。

▽6秒ルール「怒りのピークは6秒なので、6つ数えてクールダウンしようね」

▽その場から離れる「逃げてもいい安全な場所（保健室など）を事前に決めておこうね」

▽深呼吸する「深く息を吸って、ゆっくり吐きだそうね。怒りが静まるよ」

▽話す「安心な相手を選んで話そうね。話せることでいいんだよ」

▽泣く「泣くと、涙と一緒に心から辛い事が出るんだよ。泣くことは恥ずかしいことではなく、大切なことだよ」。

トレーニングを受けた子ども達は、時間をかけながら少しずつ怒りをコントロールし、手放せることもできるようになります。その他には、薬物乱用や性加害を繰り返す子どもたちに対して、薬物再乱用防止プログラム、性加害再犯防止プログラム等を公認心理師・臨床心理士の資格を持つ少年補導職員が中心となって実施しています。そして、「指導・教育」を行う上で一番大事なことは「スモールステップ」です。特に非行を繰り返す子どもたちは、「どうせ自分は何をやっても無駄だ」と心の中は、自分に自信がなく自己否定でいっぱいです。まずは子どもができることから始めて、できたことを認めて褒めながら「自分もやったらできた!!」という成功体験、達成感を積み上げていくことで更生に必要な力・自己効力感を高めることができます。

## ○ 二の矢は『問題行動の根っこへのケア』です。

私が、これまで出会った子ども達との関わりから感じていることは「問題行動の根っこ」は、子どもが誕生してからそれまでの成長過程において積み重なってきた、さまざまな「傷つき」体験による「不安や寂しさ」「怒りや悲しみ」だということです。私の周りにいる子ども達は、「自分はだめな人間だ」「誰にも愛されていないし、必要とされていない」と、自尊感情が欠落し、孤独と自己否定で心の“根っこ”が傷んでいます。出すべき時に出すべき人に出せないまま、ずっと心に封印されてきた負の感情（怒りや悲しみ）が、ある時期（思春期）に問題行動という形で表出し、その現れ方として、ある子は盗み、ある子は暴力、リストカット、性の逸脱、薬物乱用と、行為の違いこそありますが、子どもの非行は、深い悲しみや強い怒りが暴れているように思います。非行の根っこを理解した上で必要なケアとして、

▽リフレーミング・・・目前の子どもを「問題を起こす困った子ども」ではなく「問題を抱えて困っている子ども」と、“見方を変えて味方”になることから始まります。

▽カウンセリングマインド・・・これまで気づいてもらえなかった、聞いてもらえなかった負の感情を受容し、共感的に傾聴します。

▽トラウマインフォームドケア・・・問題行動の背景に虐待や性被害等によるトラウマが潜在しているという視点での支援・援助が必要です。

## ○ 三の矢は『問題解決』です。

非行からの立ち直りには、子どもへの指導・教育やケアだけでは十分ではありません。心の根っこを傷つけている問題そのものを解決するために▽アウトリーチのソーシャルワーク・・・警察の検挙という方法での解決ではなく、こちらから積極的に支援の手を差し伸べて動く福祉的ケースワークが主眼となります。

▽多機関連携の機能発揮・・・個々の機関の力・強みを結集し、また苦手のところはフォローし合うことができるため、子どもの命を取りこぼさない切れ目のない強い連携が可能となります。

## (2) 支援者による「共有・共感・共同」の実践

▽「共有」性的虐待を受けた子どもが、誰かに被害を打ち明けることは、決して容易なことではありません。「自分が（被害を）話したら、（加害）親や家族はどうなるんだろう」「こんなこと信じてもらえるのだろうか」と、心の中は不安や恐怖心でいっぱいです。勇気を振り絞って打ち明けてくれた子どもの話をまず信じ、子どもの命に関わる重大な問題と捉えて、子どもと「共有」します。

▽「共感」子どもにとって、絶対的な存在である親や家族から性暴力を受けた子どもの心の深い苦しきは、到底、私たちの理解の及ぶものではありません。ただ「分かってほしい」との思いで子どもに寄り添い、子どもの話を傾聴し、受容することで、子どもから「話を聞いてもらえた。安心できた」と感じてもらえることが、私たちにできる「共感」です。

▽「共同」子どもとその身近な支援者（大人）を孤立させないことです。性的虐待を受けた子どもから、思わず耳をふさぎたくなるような壮絶な被害事実を打ち明けられると、心に衝撃を受け、中には代理受傷（被害児と同様の感情的、身体的苦痛を体験する）する場合があります。支援する大人へのケアと、一人で抱え込まずに、周囲の人たちと支援を「共同」することが必要です。



### (3) 予防教育は、被害、加害を未然に防ぐ「先制活動」

福岡県のサポセンでは、性暴力から子どもを守るための啓発活動として、小学校高学年から高校生までを対象に、性加害・被害防止の観点からの性教育を行っています。紹介事例のB男のように性的な行為の意味するところや行為の結果を正しく理解しないまま性暴力を繰り返し、相手だけでなく自分自身も傷つけしまう子どもや、S子のように性行為の意味が分からない時期から被害を受けると、自分が性的な被害を受けているという認識が持てないため、SOSを出すこともできません。性犯罪の加害者、被害者を生み出さないために何が必要なのか、大人ができることは何かを考えた時、行き着いたのは「教育」です。予防教育によって、子どもが性的に他人を傷つせず、自分で自分を守る「知識」や「術」を身につけることができます。

しかし、予防の視点からみたととき、性教育の必要最適な対象年齢はもっと幼い、小学校就学前後の子どもたちです。それは、早ければ幼児期から性被害の対象とされますし「ふざけ合い」や好奇心から見よう見真似でお友達の身体に触れたり、自分の性器を見せたりする行為が始まるからです。ただ、保護者や大人たちは「何をしてはいけないのか」「されたときにどうしたらよいのか」を伝えておくことが大切であろうことは理解できても、この時期の子どもたちへの性教育として誰が何をどのように教えればよいのかがよくわからないため、結果として子ども達は「知る」機会がないまま成長していくこととなります。

私が、幼児期から小学校低学年の保護者や先生方の研修会でお伝えしていることは、まず乳幼児期における性教育の意義についてです。そして、保護者が行うことができる具体的な性教育として『手をつなぐ、抱っこ、抱きしめる等の体のスキンシップ。「大好きよ。大切よ」「ありがとう」、褒める、笑顔等、心のスキンシップ。何よりご両親が仲良しの姿を見せること』。これらもれっきとした家庭における性教育であると伝えています。そして、この時期の子ども達自身が、性暴力の加害、被害防止のための「知識」が学べる教材としてご紹介しているのが「おしえて! くもくん プライベートゾーンってなあに?」の絵本です<sup>8</sup>。(図3)

同絵本は、幼児期から教えていただきたい内容が、子ども目線でもとても分かりやすく描かれていて、何より子ども自身が楽しく学べる「性教育」としての素晴らしい教材です。福岡県のサポセンは、大切な子どもたちの心と体を守るために必要な「お守り・知識」を子どもから保護者等の大人に届ける広報活動を精力的に行っています。



図3

## 6 多機関連携「福岡モデル」の特色

### (1) 福岡県の警察と児相、教育委員会の3機関連携の取組み

福岡県では、県内に5か所あるサポセンは、全て警察の庁舎外に設置され、その内4ヶ所は、児相と同一施設に同居しており、その4ヶ所の内2か所は教育委員会の出先機関も同居しています。

例えば、北九州市は、警察機関（少年サポートセンター）と福祉機関（児相・子ども総合センター）、教育機関（教育委員会・少年サポートチーム）が同一フロアに同居し、さらに、人事交流も図られています。3機関の構成メンバーは以下の通りです<sup>9</sup>。

- 警察機関（サポセン＝警察官、少年補導職員、教育委員会教員）
- 教育機関（少年サポートチーム＝警察官OB、校長OB）
- 福祉機関（児相・子ども総合相談センター＝児相職員、教員、校長OB  
派遣警察官、警察官OB）

このワンフロア同居の大きな利点は以下の通りです。

- ▽互いの顔が見えるため、それぞれの機関の専門性や得意とする能力、苦手なフレームを体感的に知ることができ、互いの役割や強みへの相互理解が深まります。相互理解と相手への感謝は密接な連携を行うための潤滑油です。
- ▽子どもを守り、救うためにそれぞれが持つ機能（強み）を即時、有機的に連動して発動させることができます。

このような、ワンフロアに3機関が同居し、人事交流が図られている先進的な連携の仕組みについて、全国からさまざまな職種の関係者が視察に来られます。

### (2) ワンストップ体制による連携の実際

警察、福祉、教育の三位一体となった「ワンストップ体制」による具体的な連携の実際として、まず、実務者同士での情報交換が日常的に行われています。一か所に情報が入ると、ほぼ同時に3機関がキャッチできるため、即日、情報の共有が可能です。もちろん、情報共有は連携の一步にすぎません。虐待やいじめ、非行問題などを認知した機関から、「情報提供⇒事案共有⇒行動連携（共同面接や訪問など）」という流れが迅速に行われます。これらのメリットは、全て相談者への即時性のある適切な支援として還元されます。

現在、全国各地の現場で、子どもを守るための多機関連携が進められています。しかし、実際には、連携に隙間が生じて救えたはずの子どもの命を取りこぼされている現状があります。連携の隙間を埋めるために私たちが心掛けていることがあります。それは、自分の立場から一歩踏み込む勇気と、支援の土俵から最後まで降りない覚悟を持つことだと思います。

## 7 今後の課題として『仕組みとそれを担う「人」を育てる』

### (1) 現状に応じた仕組みの育成

福岡県の少年非行の現状は、刑法犯少年の検挙補導人員は減少傾向にありますが、再犯者率は全国平均を1.0ポイント

<sup>9</sup> 安永智美「現場における警察、児相、教育委員会の連携－児童虐待の背景にある非行少年からのSOS」『BAN番』教育システム（2019）、23頁。

上回る 35.7%という高水準にあり、少年による大麻使用は増加しており<sup>10</sup>、性の逸脱行為では、小学生間のレイプ事案等低年齢化が深刻です。子どもの非行・問題行動はその時代によって変容します。子どもを被害、加害から守るためには、常に現状に応じた仕組みを「生む・育てる」という視点が必要です。福岡県ではこのほかに、今回ご紹介しました「多機関連携の福岡モデル」のような全国に先駆けた唯一の仕組みや施策がありますので簡潔に紹介します。

▽「福岡県性暴力根絶条例」(2019年3月1日公布)

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守ることを目的とした議員提案条例として平成31年2月21日に成立、同年3月1日公布されました。同条例の特徴の一つに、「学校における性暴力根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育」があります。今後県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校も含めて全ての学校で、性被害、性暴力根絶に関する教育が行われます<sup>11</sup>。

▽ 全国初!「少年用大麻再乱用防止ワークブック」の作成(2021年9月13日から実施)

近年、若者層を中心に大麻乱用が広がっていますが、これまで大麻を使用した少年専用の再乱用防止プログラムがないことが課題となっていました。このため、福岡県では薬物依存関連分野の専門家や関係機関の協力の下、国の研究機関の監修を経て、全国初の「少年用大麻再乱用防止ワークブック・F-CAN(エフキャン)～君ならできる～」を作成しました。

少年非行に対する専門機関であるサポセンが、本ワークブックを用いて「少年用大麻再乱用防止プログラム」を実施し、大麻乱用少年の立ち直りを支援します<sup>12</sup>。今後の効果も含めて教育や司法界等からも大変注目されています。

▽「福岡少年院の在院者に対する面談活動の申し合わせ締結」(2021年2月)

【福岡少年院—福岡県警察】

これまで、サポセンが支援中の子どもが少年院に入所した場合は、在院中も文通や面会を通して支援を継続していますが、同仕組み(申し合わせ)は、サポセンが関わっていなかった子どもでも、在院中に保護者等が面会に訪れず、出院後も親族等が引き受ける予定のない少年のうち、サポセンの職員が面談することによって、在院者の孤独感や疎外感を払拭し、健全な社会復帰に向けた処遇を効果的に行うことを目的として、少年院と当課の間で結ばれました。在院者を「ひとりぼっち」にさせない、「あなたの力になりたい。あなたの味方はいらんだよ。」と在院中から子どもと信頼関係を結べる大人の存在が必要です。

▽「保護観察対象者に対する少年相談活動等についての申し合わせ締結」

(2021年4月)【福岡保護観察所—福岡県警察】

保護観察中の少年の場合、更生支援を行なう主管は保護観察所です。今回の申し合わせでは、再犯リスクの高い性犯罪・薬物犯罪又は殺人等重大な犯罪に係る者を支援対象者として選定することとしています。また、これまでは、両機関の職員間によるヒューマンネットワークで連携が行われていたため、今回、組織間で連携の申し合わせを結ぶことで、仕組みを担当する「人」に左右されず、「人」が変わっても途切れることがない連携が可能で

サポセンと少年院、保護観察所との連携の仕組み(申し合わせ)ができたことで、少年院在院中から子どもと「つながり」、出院後への支援へと点ではなく、線としてつながり続けることができ切れ目のない支援が可能となりました。

<sup>10</sup> 福岡県警察本部生活安全部少年課「令和二年中の少年非行実態」『少年のみちびき』(2021)、3頁、12頁。

<sup>11</sup> 松浦賢長「福岡県性暴力根絶条例の具体化について」『社会安全・警察学』第7号 京都産業大学社会安全・警察学研究所(2021)、61-64頁。

<sup>12</sup> 福岡県保健医療介護部薬務課・福岡県警察本部生活安全部少年課「～ワークブックを活用した再乱用防止プログラムで大麻乱用少年の立ち直りを支援～」福岡県庁ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/> (2021年9月12日閲覧)。

## (2) 仕組みを担う「人」の育成

どんなに有用な多機関連携の仕組みが構築されても、その仕組みを担うのは「人」です。仕組みが形骸化しないためには、担い手の育成が必須となります。

### ▽ 機能発揮できる環境整備と機会を与える

人は担う役割や機会で育つと言われますが、福岡県では全少補導職員をサポセンに配置し、本来の専門的な業務に専従できる環境と役割を確保しています。

### ▽ スキルアップのための予算獲得

専門性は日々磨かなければ、その時々のも種多様な問題に対して、より適切な対応は望めません。福岡県では、職員が専門性を維持、向上するために必要な予算を年間獲得しています。この予算はRIFCR™や司法面接研修、社会福祉学を学べる大学の通信講座を1年間受講できる費用に使われます。その他にもスキルアップのために必要な研修費に出来ます。また現在、公認心理師の資格取得に向けて受験する者がいますが、受験に必要な経費に充てられます。福岡県では、このように組織が仕組みを担う「人」の育成を図っています。

## 8 結びに

私は、全国各地で子どもへの性暴力・性虐待が後を絶たない現状に「一体どうしたら救えるのだろうか」とやり場のない怒りや無力感に苛まれることもあります。そんな時、心の支えになっている言葉があります。それは『「つながり」に傷を受けた人は「つながり」によって癒されていく』という言葉です<sup>13</sup>。

社会の中には、子どもに対して性的虐待や性的搾取する大人が存在します。一方で、性暴力から子どもを守るために、心血を注ぎながら懸命に尽力している大人もいます。心身に傷を受けた子どもと、子どもを守る大人の「つながり」によって、子どもの心の傷が癒されることを示唆してくれる言葉に、私は大変勇気付けられます。私たちの身近に「たすけて」と言葉にできないまま、気付いてくれることを待っている子どもは必ずいます。

今回、寄稿させていただいた貴誌を通して、性暴力・性虐待から子どもを守り、救うための「つながり」が全国に広がる機会となれば幸甚です。

<sup>13</sup> 白川美也子「性虐待を受けた子どもの理解とケアー家庭外性虐待を中心に」『そだちの科学』2号 日本評論社（2004）、68頁。